

VI 市町村の区域を越えて地域密着型サービスを利用するため の手続きについて

介護保険制度における地域密着型サービスは、原則としてその施設がある市町村の被保険者のみが利用できるものとなっています(介護保険法第78条の2、第115条の12)が、特別な事情がある場合は、施設所在市町村長等の同意により、他市町村の被保険者の利用が可能となっています(同法第78条の2第4項4号、第115条の12第2項第4号)。

手続きについて

- ・伊万里市では、下記の基本方針にしたがって同意の依頼及び同意を行います。
 - ・伊万里市の被保険者が市外の地域密着型サービスの利用を希望する場合は、「区域外地域密着型サービス事業所利用申請書」(様式第1号)を提出してください。
 - ・基本方針にある「基準」を満たさない場合は区域外利用について認められません。
- ※同意の手続きは市が行います。

地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

1. 他市町村の被保険者が伊万里市の地域密着型サービスを利用したいときは、伊万里市長の同意が必要です。
2. 伊万里市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用したいときは、他市町村長の同意が必要です。

この基本方針の対象となる地域密着型サービスについて

- ・地域密着型通所介護
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

他市町村の被保険者のサービス利用については、利用の前に、まずはお相談ください！

伊万里市指定地域密着型サービス事業所等の指定及び同意等の基本方針

平成28年6月 1日制定 伊長寿第244号

平成29年6月14日改正 伊長寿第344号

平成30年5月25日改正 伊長寿第214号

1 目的

この基本方針は、介護保険法第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に規定する地域密着型サービス事業所の区域外指定に関する市町村長の同意についての基本的な方針を定め、介護保険の被保険者の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

2 基準

他保険者が伊万里市内の事業所を区域外指定する場合の同意の基準は別表1によるものとし、伊万里市が他保険者に区域外指定の同意依頼をする場合の基準は別表2によるものとする。

3 伊万里市地域密着型サービス運営委員会への協議

区域外指定を行う場合、地域密着型サービス運営委員会を開催することなく指定することができるものとする。

ただし、この場合においても直近に開催される運営委員会において報告を行うものとする。

4 基本方針の運用

この基本方針は、必要に応じて見直すことができるものとする。

別表1 同意をする基準

伊万里市内の事業所を他市町村が指定する場合

(伊万里市以外の被保険者が伊万里市内の事業所の利用を希望する場合)

サービス種類	基準
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	次の基準のいずれかを満たしていること。 (1) 他の市町村が当該事業所を指定する方針が固まっている場合で、次に掲げる事項のいずれも満たしていること。 ア 他の市町村の利用者の割合は、当該事業所の契約者数の2割以内であること。 イ 他の市町村の利用者の住所が、隣接市町であること。 (2) 市内にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。 (3) 虐待等の理由がある場合。 (4) 平成28年3月31日までに利用契約をして介護予防通所介護を利用している者が、要介護の認定を受けた場合。

別表2 同意を求める基準

伊万里市以外の事業所を伊万里市が指定する場合

(伊万里市の被保険者が伊万里市外の事業所の利用を希望する場合)

サービス種類	基準
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	次の基準のいずれかを満たしていること。 (1) 当該事業所の所在地が隣接市町である場合で、伊万里市内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがないこと。 (2) 当該事業所所在市町村にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。 (3) 虐待等の理由がある場合。 (4) 平成28年3月31日までに利用契約をして介護予防通所介護を利用している者が、要介護の認定を受けた場合。